

平成22年度

包括外部監査の結果報告書の概要

県有財産の有効利用について

平成23年3月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 齋藤憲芳

平成 22 年度 包括外部監査の結果報告書の概要

本結果報告書の概要は、「平成 22 年度 包括外部監査の結果報告書」の内容を簡潔に要約したものである。

I. 外部監査の概要

1. 選定した特定の事件

県有財産の有効利用について

2. 監査対象期間

平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とするとともに、平成 22 年度予算を参考としている。

3. 特定の事件を選定した理由

宮城県が、平成 21 年度政策財政運営の基本方針の目的において「本県の財政は極めて厳しい状況にあり、今年度も事業棚卸しなど予算配分の硬直化の是正に向けて取り組んでいるところである。」と述べているように、長引く日本経済の低迷は、宮城県の経済にも大きく影響を与えており、出口が見通せない状況にある。

この影響は国税や地方税の大幅な減となって表れており、県財政の立て直しは、予算の削減のみでは困難である。そのため、現状を改善する方策として、新たな支出を抑えることに加え、過去に支出し取得した財産等をどれだけ有効に活用するか
に焦点を当てなければならないと考える。

また、県有財産の有効活用を図ることは、県にとって重要な課題であるばかりでなく、県民にとっても重大な関心事である。よって、「県有財産の有効利用について」を本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4. 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	齋藤憲芳
包括外部監査人補助者	公認会計士	小川高広
同上	公認会計士	有倉大輔
同上	公認会計士	加藤晴啓
同上	公認会計士	峯岸進一
同上	公認会計士	山根徹也
	公認情報システム監査人	

II. 監査の結果と意見

1. 総論

平成 22 年度 包括外部監査の結果報告書の提出にあたり、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

皆さまが一日も早く復興されますよう、お祈り申し上げます。

なお、本報告書は、上記災害が発生する前の調査に基づいて作成しております。

県有財産の有効活用の方針と施策は、バブル経済崩壊後に県税収入が減少し、県の財政が悪化し始めた時期に策定された「新しい県政創造運動-宮城の行政改革-」(平成 9 年 4 月)からスタートしている。

今日に至るまでの施策は、税収不足を補うために未利用地の処分を推進するといった観点での遊休財産の活用が中心であった。しかし、今後は、経済の安定的な成長が望めないことや、県民の高齢化と少子化等に起因する財源不足の深刻化が予想されることから、現状の財源が継続的に確保できる保証はない。

したがって、財産の取得は必要最低限にとどめるとともに、取得する財産はその財産のライフサイクル(取得から処分までの全期間をいう。)を見据えた上で有効活用を図っていくことが必要である。

同時に、既に保有する県有財産については、現状における利用度を検証し、未利用財産や利用度の低い県有財産は、現状以外の活用方法がないかを早急に検討して、より有効に活用していく必要がある。

また、現在、県有財産は各課室等において管理することが原則となっているが、効率的に管理するために組織横断的な管理体制の構築も必要である。

2. 個別テーマ毎の指摘等の一覧

個別のテーマ毎の「指摘」、「意見」、「提言」の一覧は以下のとおりである。なお、「指摘」、「意見」、「提言」とは、それぞれ次のような考え方により区分している。

- ・「指摘」… 財務に関する事務の執行等において違法又は著しく不当と判断されるので改善すべきもの。(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく「監査の結果」)
- ・「意見」… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの。(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づく「監査の結果に添えて提出する意見」)
- ・「提言」… 組織及び運営の合理化の観点から改善に向けて検討すべきもの。(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づく「監査の結果に添えて提出する意見」)

No	本文頁	区分	内容																									
<p>1. アンケートの実施</p> <p>本監査の手掛かりとすべく、公有財産（公有財産の区分が、「土地」、「建物」、「工作物」であるもの）又は重要物品を保有する 162 課室等に対して「公有財産・重要物品の利活用に関する調査票」を送付して、アンケートを実施した。</p> <p>14 の設問からなり、各課室等における県有財産の利活用に関する意識と実態調査を行うことにより、利活用の課題を掘り起こしている。</p> <p>その結果、各課室等では、一旦取得した資産については利用が全く無くなるまで用途の廃止を検討しない傾向にあることや、用途を廃止してからも、昨今の県の厳しい財政状態を反映して、撤去費用等を予算計上できず長期間放置せざるを得ない実態が浮き彫りになり、安全面において課題があるケースも見受けられた。</p> <p>以下は指摘等の要約である。</p>																												
1	28	意見	用途の廃止を検討する場合、利用が全くなくなってから廃止を検討するのではなく、当初の取得目的に見合った利用度が減少してきた場合には、早目に有効利用について検討を開始すべきである。																									
2	30	意見	用途廃止から長期間放置しておく場合、安全性の問題も絡んでくるため、優先順位等十分な検討を行って解体処理していく必要がある。																									
<p>2. 県有財産の有効活用に関する方針と施策</p> <p>宮城県における県有財産の有効活用に関する方針と施策について、政策として何らかの記述がなされたのは、バブル経済崩壊後に税収が不足し、県の財政が悪化し始めた時点に遡る。具体的には、平成9年4月から本格的に始動した「新しい県政創造運動-宮城の行政改革-」の取組からである。</p> <p>これまでの行財政改革の取組は、以下のとおり4年を一つの目標達成期間として設定し、現在も継続されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>期間</th> <th>年数</th> <th>行財政改革名</th> <th>財源捻出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成11～平成13年度</td> <td>3年間</td> <td>歳出構造改革等</td> <td>515億円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成14～平成17年度</td> <td>4年間</td> <td>財政再建推進プログラム</td> <td>988億円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成18～平成21年度</td> <td>4年間</td> <td>新・財政再建推進プログラム</td> <td>2,997億円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成22～平成25年度</td> <td>4年間</td> <td>第3期財政再建推進プログラム</td> <td>計画1,336億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>県は昭和31年度から昭和39年度に準用財政再建団体になっており、二度と転落してはならないという至上命題をかせられていることから、上記各行財政改革において未利用地</p>				期	期間	年数	行財政改革名	財源捻出額	1	平成11～平成13年度	3年間	歳出構造改革等	515億円	2	平成14～平成17年度	4年間	財政再建推進プログラム	988億円	3	平成18～平成21年度	4年間	新・財政再建推進プログラム	2,997億円	4	平成22～平成25年度	4年間	第3期財政再建推進プログラム	計画1,336億円
期	期間	年数	行財政改革名	財源捻出額																								
1	平成11～平成13年度	3年間	歳出構造改革等	515億円																								
2	平成14～平成17年度	4年間	財政再建推進プログラム	988億円																								
3	平成18～平成21年度	4年間	新・財政再建推進プログラム	2,997億円																								
4	平成22～平成25年度	4年間	第3期財政再建推進プログラム	計画1,336億円																								

No	本文頁	区分	内容
			<p>の処分を中心に有効活用を図ってきている。</p> <p>しかしながら、これまでの処分は条件の良いまとまった未利用地の処分が中心であり、面積が狭く、売却価格が高額にならないような廃川・廃道及び未利用地は処分されないで残り、その結果管理費用もかかっている状況にある。売却に関する鑑定や測量費用については、範囲を限定して県職員が実施できるような体制づくりが望まれる。</p> <p>また、個々の未利用地の処分については、広くパブリックコメントを実施してより具体的な観点から県民の声を聞くことも重要である。</p> <p>今後は、特定の施設や土地の利用を廃止する計画がある場合には、同時並行的に廃止後の利活用について検討していく必要がある。</p> <p>以下は指摘等の要約である。</p>
3	42	提言	<p>面積が狭く、売却価格が高額にならないような未利用地の売却にあたっては、コスト削減のため、県職員の中から不動産鑑定士等の資格を取得させ、民間業者の業務を妨害しない程度に業務を限定して財産の円滑な売却を図ることも検討すべきではないか。</p>
4	42	意見	<p>特定の施設や土地の利用を廃止する計画がある場合、同時並行的に廃止後の施設や土地の利用法又は処分法を検討していくべきである。</p>
5	44	意見	<p>未利用財産の売却計画については、単年度予算という制度上からは、計画未達ということにはできないが、予算に組み込む金額に加えて、努力目標としての金額を持つことが必要である。</p>
6	44	意見	<p>パブリックコメントを実施する場合、これまでの大局的な観点より、より具体的、個別的な有効活用についてのパブリックコメントを求めるべきである。</p>
7	45	意見	<p>新・財政再建推進プログラムの決算(実績)の数値の表示については、単年度目標額 11 億円については予算どおりということから実績より 11 億円を控除しているが、実際の売却収入額 10 億円を計上した上で、効果額を内数で表示する方式が明瞭である。</p>
<p>3. 県営住宅の活用状況</p> <p>県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者等に低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的としている。</p>			

No	本文頁	区分	内容
			<p>県は平成 22 年 12 月現在で 102 団地、9,270 戸(内訳:普通県営住宅 8,923 戸、改良住宅 311 戸及び特定公共賃貸住宅 36 戸)の県営住宅を所有しており、入居率は 96.4%(政策空家を除く実質空家率は 1.2%)となっている。</p> <p>また、平成 21 年度の募集戸数 462 戸に対する申込件数は 5,487 件と募集倍率は 11.9 倍となっている。直近 5 年間でも低下傾向にあるものの 11 倍以上となっており、社会的役割は高いと言える。</p> <p>しかしながら、家賃の滞納者の問題や入居基準から外れた収入超過者及び高額所得者の退去の問題等、改善が必要である。</p> <p>以下は指摘等の要約である。</p>
8	57	意見	<p>県営住宅については、各市町村との連携を密にして、人口や財政規模等を考慮しながら、各市町村単位で提供する方向で今後、公営住宅を供給することが必要である。</p>
9	59	意見	<p>普通県営住宅に入居できない県民がいる一方で、特定公共賃貸住宅とされている物件を空室としておくことは不合理である。</p>
10	61	意見	<p>政策空家について、少数の入居者のために既に 8 年間も未利用で放置されている現状は、県有財産の有効活用の観点からは問題がある。</p>
11	61	意見	<p>政策空家について、具体的なシミュレーションを行い、さらなる有効活用法を検討すべきである。</p>
12	62	意見	<p>駐車場以外への駐車は緊急車両の通行の妨げ等になり、さらには県有財産の私的利用になることから改善すべきである。</p>
13	63	意見	<p>改良住宅の空店舗は、現状では何ら利用されておらず、今後も利用は予定されていない。倉庫等への積極的な利用を検討すべきである。</p>
14	65	意見	<p>入居住民の立場からは、設備管理のハード業務と入居募集等のソフト業務の管理者が二つに分かれるという状況は非常に不便であり、管理体制を一本化すべきである。</p>
15	65	提言	<p>県営住宅の設置目的に沿えば、法的には明け渡し義務はないとはいえ、収入超過者は、より低所得者への明け渡しを行うような更なる対応が望まれる。</p>
16	66	意見	<p>高額所得者についても収入超過者と同様、明け渡しを行うべくさらなる対応を検討すべきである。また、該当者は速やか</p>

No	本文頁	区分	内容
			に退去して、入居機会を譲るべきである。
17	66	意見	県営住宅への入居基準には、所得月額だけでなく、保有資産も審査項目とするよう国の制度変更が必要と考える。
18	67	意見	職員住宅に空きがある中で、募集倍率の高い県営住宅に県職員が入居することは、一般県民の入居の機会を奪うことになるのではないかと。交通手段が発達している現状では検討が必要である
19	67	意見	家賃を払える所得があるのに払わない悪質な滞納は、所得の減少等による滞納とは区別して整理すべきと考える。払える所得があるのに払わない悪質な滞納者は必ずゼロにする必要がある。

4. 県職員宿舎の活用状況

県職員宿舎は、県の事務事業の円滑な運営及び職員の福利厚生に寄与することを目的として保有されており、平成22年4月現在、138棟2,094戸(借上5戸を含む)の職員宿舎がある。全平均の入居率は76.4%となっているが、建築後15年未満の職員宿舎298戸の入居率は94.6%であるのに対して、建築後15年以上の職員宿舎1,796戸の入居率は73.4%となっており、建築後15年を経過すると入居率が大幅に落ちる傾向にある。

主務課別の入居率では、警察本部を除くと0から79.6%となっている。保有戸数の多い総務部職員厚生課(戸数917戸)では65.9%、教育庁福利課(戸数221戸)では79.6%となっており、必ずしも職員宿舎が必要とされている状況にはないと思われる。

また、主務課別の入居率のばらつきについては、現在の職員宿舎の管理が主務課別に管理され、県としての一元管理がなされておらず非効率が生じていることが要因の一つと考えられる。

総務部職員厚生課は、平成21年10月に職員宿舎を管理運営していく上での当面の事業遂行の基本的方針として、県職員宿舎整備計画を策定している。職員宿舎の老朽化、入居者の減少、県の厳しい財政事情、特定財源による宿舎運営破たん懸念、及び社会環境の変化という現状認識を踏まえ、以下の5つに基本方針をまとめている。

- 職員宿舎の新築、立替えについては、当分の間、原則として凍結する。
- 職員宿舎としての必要性が薄れた宿舎については、その入居状況等を考慮のうえ廃止(解体・撤去)する。
- 職員宿舎の配置は、モータリゼーションの発展を勘案するとともに、地方機関の再編を踏まえながら、現在の宿舎を整理統合し、より広域的なものとする。
- 職員宿舎の管理運営方法について、県職員宿舎規則等の周知徹底を図る。
- 職員宿舎の大規模修繕に当たっては、廃止宿舎跡地の売り払いを財源とすることも検討する。

No	本文頁	区分	内容
			<p>こうした状況及び他県事例を併せ考えた場合、今後の県職員宿舎については原則廃止を前提として検討することが必要と考える(一定要件に該当する場合を除く。)</p> <p>以下は指摘等の要約である。</p>
20	80	指摘	<p>主務課によって貸付料の算定方法が異なるため、入居者の負担する貸付料に不公平が生じている。貸付料の算定方法の統一を図るべきである。</p>
21	85	意見	<p>職員宿舎の貸与の審査に当たっては、県民へ説明可能な「適当と認める」理由があるか否かを厳格に検討すべきである。</p>
22	89	意見	<p>八幡県職員住宅</p> <p>「整備計画」において、「(宿舎を保有する) 必要性が薄れた」としている以上、原則として廃止すべきである。また、廃止を留保するのであれば明確な理由が必要である。</p>
23	90	意見	<p>安養寺中2号県職員住宅</p> <p>「整備計画」において、「(宿舎を保有する) 必要性が薄れた」としている以上、原則として廃止すべきである。また、廃止を留保するのであれば明確な理由が必要である。</p>
24	91	意見	<p>宮町県職員住宅</p> <p>現時点での入居率が100%であり、継続保有方針との判断には異論はない。ただし、「整備計画」において、「(宿舎を保有する) 必要性が薄れた」としている以上、廃止を前提に定期的な検討をすべきである。</p>
25	93	意見	<p>下愛子1号、2号、3号県職員住宅</p> <p>宿舎建設時点において、建物・設備等について長期的な修繕計画が策定されていなかった。また、現在の計画は平成26年までしか作成されておらず対象期間が短い。</p>
26	95	意見	<p>古川1号、2号県職員住宅</p> <p>「整備計画」において、「大崎地域の拠点機能維持」および「栗原地域の福利厚生補完」を理由として保有継続の方針としているが、入居率が低く県有財産として有効活用されているとは言えない。</p>
27	96	意見	<p>石巻3号県職員住宅</p> <p>「整備計画」において、「石巻地域の拠点機能維持」を理由として保有継続の方針としているが、入居率が低く県有財産</p>

No	本文頁	区分	内容
			として有効活用されているとは言えない。
28	97	意見	<p>下愛子県職員寮</p> <p>入居率が低下傾向にあり、県有財産として有効活用されているとは言えない。今後も、新規採用数の大幅な増加は見込まれないと考えられることから、県職員の入居率の向上策、及び、室室の有効活用を検討すべきである。また、売却処分の可能性も検討すべきである。</p>
29	98	意見	<p>古川県職員寮</p> <p>「整備計画」において、「大崎地域の拠点機能維持」および「栗原地域の福利厚生補完」を理由として保有継続の方針としているが、入居率が低く県有財産として有効活用されているとは言えない。入居率が低迷していること、建物が老朽化していること、その他諸事情を勘案すると職員寮として維持する必要があるのか疑問であり、廃止を検討すべきである。</p>
30	100	意見	<p>石巻県職員寮</p> <p>「整備計画」において、「石巻地域の拠点機能維持」を理由として保有継続の方針としているが、入居率が高くはない。県築年数の最も古い旧館の廃止を検討すべきである。</p>
31	103	意見	<p>入居促進、用途変更、廃止等の検討は、共同宿舍及び複数戸を有する職員宿舍については入居率 50%以下の状態が 1 年間継続した時点で、単独宿舍については未入居状態が 1 年継続した時点で行うべきである。</p>
32	103	意見	<p>飯野川高校宿舍</p> <p>空家となってから 4 年が経過している現状、及び石巻市内の民間賃貸住宅等の状況を鑑みると、今後、河南高校勤務の教職員から入居希望者ができる可能性は高くないと考えられる。短期的には適切な部局へ管理を変更の上、県職員以外への賃貸等を検討すべきである。</p>
33	104	意見	<p>迫桜高校宿舍</p> <p>空家となってから 2 年が経過しており、県有財産として有効に活用されているとは言えない。今後、入居者が見込まれないのであるから、早期の処分を検討すべきである。</p>
34	105	意見	<p>気仙沼高校宿舍</p> <p>全室空家となってから 3 年が経過しており、県有財産とし</p>

No	本文頁	区分	内容
			て有効に活用されているとは言えない。今後、入居者が見込まれないのであるから、早期の処分を検討すべきである。
35	107	意見	加美農業高校宿舍 1号棟は、空家の状態が11年間継続しており、老朽化も激しく宿舍として使用できる状況になく、早期に処分又は解体撤去すべきである。
36	108	意見	金成支援学校宿舍 管理状況は良好であるものの、空家状態が5年間継続しており、県有財産として有効活用されているとは言えない。今後、入居者が見込まれないのであるから、早期に処分を検討すべきである。
37	109	意見	閉鎖済み職員宿舍等 職員宿舍を廃止したにもかかわらず、長期間にわたって建物の他用途への転用、解体のいずれの対応もなされていない物件がある。売却・解体等について意思決定を早期に行い実行すべきである。
38	114	意見	愛子職員宿舍 諸施策を実施しても入居率が低下し、今後継続して50%を下回るのであれば、2棟を集約し、1棟の廃止又は転用を検討すべきである。
39	115	意見	畜産試験場宿舍 当該職員宿舍は宿舍として使用できないのであるから、解体費用の見積もりを行い、解体撤去を検討すべきである。
40	116	意見	化女沼ダム管理事務所職員宿舍1 現在入居中の職員の退去後は新たな入居者は見込めないのであるから、退去が決まった場合には処分を検討すべきである。
41	117	意見	化女沼ダム管理事務所職員宿舍2 化女沼ダムは平成8年3月に完成しており、宿舍保有の理由は無くなっている。空家状態が3年間継続しており、県有財産として有効活用されているとは言えない。新たな入居者は見込めないのであるから、処分を検討すべきである。
42	119	意見	さわらび学園宿舍2 職員宿舍1については、90%弱の期間入居者がいるものの、職員宿舍2については、入居者がいない期間が大半であり、

No	本文頁	区分	内容
			県有財産として有効活用されているとは言えない。さわらび学園職員の入居を促進すべきである。また、学園職員の入居希望者がいない場合には、他部局職員への斡旋も検討すべきである。
43	122	提言	職員厚生課作成の「県職員宿舎整備計画」の基本方針からさらに踏み込んで、現在保有している職員宿舎のうち必要性の薄れた職員宿舎を廃止するのではなく、すべての職員宿舎の廃止を原則とし、一定の要件を満たす職員宿舎のみを例外として継続保有を検討するというスタンスに立ち、計画を検討する必要があると考える。
44	122	意見	現状では、全職員宿舎の現況を把握している部署はなく、県としての適切な対応は困難である。職員宿舎の抜本的な見直しを行うためにも、一元管理を行うべきである。
<p>5. 県営住宅及び県職員宿舎以外の県有財産の活用状況</p> <p>県営住宅及び県職員宿舎以外の県有財産で有効活用されていない財産がそのまま放置されているような現状はないかどうかの視点で調査を行っている。</p> <p>ここでは、県有未利用財産の処分について、用途廃止の要件、管理換・分掌換、不用財産としての条件整備、管財課への不用財産の引継・引継不要財産・管理指定財産、及び処分対象財産の決定・登録の観点から事務手続の流れを追うとともに、処分対象財産の処分方法、処分に関する情報公開の状況、最近の主な売却実績について調査した。</p> <p>その上で、県の公有財産台帳(平成22年3月31日現在)から監査人が設けた一定の基準に該当する土地・建物及び工作物を対象として現地調査対象財産抽出するとともに、前述のアンケートの回答結果等を踏まえて追加して調査対象を抽出した。</p> <p>これまでにも、主な未利用地の売却による公有財産の有効活用は図られてきたものの、公有財産調整会議の開催実績は直近2年間で1回しか開催されておらず、同会議が十分活用されていないことや、県組織には主務課とは別の第三者的立場で行政財産の有効活用状況を厳しくチェックする確固たる体制が存在していないと認められた。</p> <p>また、廃川敷や廃道敷においては、事後的な対応が中心となっており、未利用財産売却推進要領第9条において「既存施設の移転新築を計画する場合などは、跡地の利用・処分計画も併せて検討し、未利用地の発生の抑制に努める。」という考え方が十分には生かされていない。</p> <p>以下は指摘等の要約である。</p>			
45	126	意見	県の組織には、第三者的な立場で行政財産の有効活用状況を厳しくチェックする確固たる体制が存在していない。県有

No	本文頁	区分	内容
			財産の有効活用をより効果的に行うためには、財産の管理をしている主務課ではなく、別の立場から活用状況を定期的に厳しくチェックし、県全体のバランスを十分考慮した活用を積極的に促す体制の強化が必要である。
46	127	意見	売払い先を、法人レベルに限定することなく、広く個人レベルでも購入が容易に可能とするための配慮は良いことであるし、公的機関として公平な機会を県民等に用意する義務もあるが、あまりにその原則にとらわれると、不用財産の迅速な処分を考えた場合、障害となる。また、不用財産の条件整備の費用は県全体で横断的に負担する方が効率的・経済的ではないかと考える。
47	129	意見	平成 21 年度及び平成 22 年度の公有財産調整会議の開催実績は合計で 1 回しかない。公有財産の有効活用等について検討を行うために設置されている公有財産調整会議を十分活用しながら、処分等に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。
48	129	意見	処分対象財産の決定がなされなかった未利用財産について、積極的にホームページに掲載するなどの取組により、少しでも処分の可能性を広げることが必要と考える。
49	139	意見	無料駐車場としてフェリー利用客の利用に供されていること自体は、未利用地として広大な更地がそのままにされていることより有意義であると思うが、公平な観点を害することがないように配慮が必要である。また、今後も気仙沼市又は漁港関係者に対する売払いの取組を継続すべきである。
50	140	意見	旧泉が岳自然の家は、廃止後、3 年間に経過しようとしているが、実質的に未利用財産のままとなっている。貸付先が早期に決定され利活用されることが待たれるが、一定期間後もなお利活用が行われない場合、売払い、あるいは、自然環境保護の観点から自然に戻すことを検討すべきである。
51	142	意見	公有財産のうち遊休状態の財産や低利用の財産については、有効活用の可能性を広げる観点からも、県職員を含め、県民の誰が見ても容易に把握できるように、公有財産台帳の機能を見直す、など情報の整理が必要と考える。
52	146	意見	貸付物件の中には、一部、保有する土地のすべてを貸し付けている訳ではないものも含まれている。貸付対象地以外の

No	本文頁	区分	内容
			土地のうち処分可能な土地は、引き続き売払い等に向けた取組を継続することが必要である。また、市町村と貸付等の手続が未了のものが多数散見される。県民の財産である土地の権利義務関係が不明瞭になることを防止するために、早急な手続の完了が必要である。
53	146	提言	市町村に対して道路敷や公園敷として貸し付けている土地は、県の財政再建には寄与しない結果にはなるものの、市町村に対して譲与し、県の管理下から除外することを検討してはどうだろうか。
54	149	意見	NPO 法人等への貸付という県有遊休施設の有効活用のための事業は、公有財産の有効活用を図るという意味においても非常に優れた制度である。 遊休施設だけでなく、遊休土地についても、このような有効活用のための具体的なアイデアを、県職員に限らず、広く公募することが有用である。
55	150	意見	廃川・廃道敷地は、既に公共用に供さない土地であるため、早期の売却又は処分に取り組む必要がある。 後々の管理義務を考慮し、状況によっては隣地地権者等への譲与も計画段階で検討すべきである。
56	152	意見	江合川廃川敷(大崎市) 速やかに現在の占有者に対して売却の処理を完了させる必要があると考える。また、売却済みの区画についても、所有権移転登記の処理を速やかに完了させる必要がある。 なお、廃川敷に隣接する河川管理用地に放置されている農耕機械については、適切に管理を実施する必要がある。
57	154	意見	笹川廃川敷 市道敷貸付地以外については早期に処分対象財産として処分がなされるよう取り組むことが必要である。
58	155	意見	竹林川廃川敷 早期処分に向けて取り組む必要がある。
59	156	意見	田川廃川敷 交渉経緯は体系的に記録、保管しておくことが必要である。 本件土地については、交渉中断の経緯が不明としても、早期の処分に向けた取組を行っていく必要がある。
60	157	意見	北上川廃川敷

No	本文頁	区分	内容
			過去の経緯が管財課では不明なことで、ほとんどが山林であるため売却困難であることは理解できるが、処分に向けた取組がなされることが期待される。
61	158	意見	阿武隈川廃川敷 まず、境界確定が必要である。その上で早期に売り払いに向けた取組を行う必要がある。
62	159	意見	旧迫川廃川敷 廃川処理を行う時に隣地所有者に売り払い等の処理を行い、このような土地をできる限り残さないようにすべきである。
63	160	意見	江合川廃川敷(美里町) 条件整備等を行い、早期の売り払いに向けて取り組むことが必要である。
64	161	意見	東松島市国道45号線廃道敷 廃道処理を行う際には、このような狭長な土地が残らないように、隣地所有者等との円滑な交渉を行うべきである。本件土地は、引き続き、譲与することも含め処分する方針で取り組むべきである。
65	163	意見	国道4号線廃道敷 県が管理責任を負うことの負担を考えると、隣地所有者に譲与することも含め、処分する方向で取り組むべきである。
66	164	意見	旧釜房憩いの家跡地 平成12年の用途廃止から既に10年あまりの月日が経っている。今般、国の交付金が交付されたことで更地にすることができたものであるが、早期売却への取り組みが引き続き必要である。
67	165	意見	旧農業・園芸総合研究所蚕業部跡地 境界確定等の条件を整備し、引き続き早期売却に取り組むことが必要である。 本物件に限らず、このような土地の今後の具体的な利用方法について、県民の意見をアンケート調査することも、県民の財産のより良い利活用のために効果的である。
68	166	意見	旧栗原農業高等学校跡地及び山林 栗原市と締結した覚書の内容である県有地の購入について、その履行を引き続き栗原市に求めていくことが、県としては必要である。

No	本文頁	区分	内容
			また、農業高校が演習林として使用していた山林については、早期処分に向けて取り組む必要がある。
69	168	意見	<p>松島公園不用地</p> <p>崖上の土地は、今後県有地として保有し続けることもやむなしと思わざるを得ない。財産の有効活用の観点から離れるが、県有地の隣には民家及びJRの線路が迫っており、崖崩れや倒木による重要な被害を引き起こす可能性を懸念する。今後も引き続き、県による慎重な管理が求められる。今後、同様のケースがある場合、リスク管理の観点にも十分に配慮する必要がある。</p>
70	170	意見	<p>脱落地（旧沼地）</p> <p>境界確定，所有権保存登記を行うとともに，早期売り払いへの取組が必要である。</p>
71	171	意見	<p>旧本吉農業改良普及センター跡地</p> <p>土地の取得経緯から，県が市町村の了解を得ずに独自に売り払い等の処分をすることはできないであろう。現状で農業改良普及センターとしての行政機能に不都合がないのであれば，当該地は県有財産として必要かどうかの観点から今後の方針を慎重に検討する必要がある。</p>
72	172	意見	<p>農学寮跡地</p> <p>未利用財産の処分については，優先順位があるものの，本物件についても，早期売り払いへ向けた取組が行われることが必要である。</p>
73	173	意見	<p>宮城一女高不用地</p> <p>学校の塀の内側の管財課管理部分について，このまま不用地として処分する方針がないのであれば，学校用地として再び行政財産へ整理し直すことを検討する必要がある。</p>
74	174	指摘	<p>石巻市重吉町埋立造成地</p> <p>速やかに行政財産への種類換すべきである。</p>
<p>6. 重要物品の活用状況</p> <p>重要物品とは，自動車，船舶，及び取得価格又は取得時の評価額が2百万円以上のもの（自動車及び船舶以外）（財務規則139条）をいうが，平成22年3月末現在の県の保有状況は以下のとおりである。</p>			

No	本文頁	区分	内容				
		数量(件)	金額(百万円)	原子力センター	美術館	産業技術総合センター	
		重要物品(A)	4,767	29,158	943百万円	7,102百万円	3,024百万円
		物品全体(B)	152,715	36,122	81件	999件	233件
		(A)/(B)	3.1%	80.7%			

物品全体に占める重要物品の割合が高いため、重要物品の保有する割合の高い宮城県原子力センター、宮城県美術館、及び宮城県産業技術総合センターの現地調査を行った。

物品の管理は、金銭の管理同様、地方財政法第8条において明らかにされているように、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用することとされ、また、財務規則第143条において、善良なる管理者としての注意義務をもって使用することとされている。

はじめに重要物品の管理状況及び有効活用に関する状況の把握を目的として、重要物品を所有する各所属157先にアンケートを実施した。その結果、車両は管理換や分類換等が最も行われている重要物品であることに加え、重要物品全体に占める割合も金額で18.6%と重要であることから、車両の管理状況についても検証した。

以上の結果、現実的に実行可能な制度を設計し、適切な事務処理コストの負担による物品管理を実現するために、物品管理制度は継続的に見直ししていくことが重要であると感じた。また、有効活用の一層の増進のために、適時処分・再利用、使用状態の見直し指標の導入、未利用財産の活用を図るための重要財産の設定、及び遊休物品を検索する仕組みの整理について検討が必要と考えた。

以下は指摘等の要約である。

75	191	指摘	宮城県原子力センター 重要物品を特定できない状況が判明した後に、対応がなされず放置された点が適切ではない。 現物を特定できない等の事象が生じた場合には、廃棄処理等、遅滞なく措置すべきである。
76	196	意見	宮城県美術館(No82まで同じ) 寄贈希望者との交渉過程の記録が残っていないが、適切に交渉記録を保管すれば、県としてより透明性のある収集手続を確保することになる。
77	196	意見	宮城県美術館収蔵品すべてを美術館の物品として取得財源と管理対象とを一致させるように対応することが、県会計の

No	本文頁	区分	内容
			明確化のために適切である。
78	197	意見	適切な美術品の収蔵・維持の前提として適切な建物の維持は重要であり，修繕計画の立案と計画的な修繕の実施が必要である。
79	198	意見	物品管理システムへ収蔵品管理カードの連番も登録する等により，照合作業の効率化を図るとともに，誤りの発生も防止するような工夫が必要である。
80	198	意見	収蔵品管理カードの集計には表計算ソフトを利用しているが，現状の表計算ソフトでの管理では，データの安全性が確保されていないのではないか。 美術品管理専用のソフトウェア・システムの導入も，今後の検討課題である。
81	198	指摘	預り書は貸出中の県有物品である美術品類を明示する極めて重要な書類である。記載に誤りがある場合，再入手するか，少なくとも訂正印又は先方の担当者の署名等により訂正の事実を明確にするような対応を徹底すべきである。
82	199	意見	絵本原画を一律に2百万円と評価するのは適切ではない。今後，見直しが必要である。
83	203	指摘	宮城県産業技術総合センター(No86 まで同じ) 車両の廃棄処分申請は，平成21年5月22日付で承認されており，少なくとも平成22年3月末までには廃棄登録処理されるべきものであった。今後，廃棄承認されたら即廃棄登録処理することを徹底すべきである。
84	203	指摘	平成16年以降，重要物品の定期的な照合は実施していないとのことであるが，今回の調査で1件の廃棄登録処理漏れが生じている状況であり，定期的に実施すべきである。
85	204	意見	今後，不用物品の把握に一層慎重に対応することが，実効性のある不用物品処分のために必要である。 代替品の取得又は更新の場合には，現物の物理的な処分及び物品管理システム上での事務処理の両方の処理を，徹底することが適当である。
86	207	意見	一定年数を経過した重要物品については，仮に不用品でも物品管理上はそのまま県有物品とされている可能性がある。重要物品の不用品リストを作成し，活用状況を把握・再検討する取組は開始しているものの，一層の重要物品の管理の充

No	本文頁	区分	内容
			実を検討する余地がある。
87	209	指摘	平成 22 年 3 月 31 日以前に車両が廃棄されたものは、本来物品管理システム上も平成 22 年 3 月 31 日までに廃棄登録処理が完了しているべきものである。廃棄処理済の車両 22 台中 14 台は平成 22 年 3 月 31 日まで（平成 21 年度中）に廃棄登録処理を実施すべきものであった。
88	211	意見	行政が予算主義で執行される結果として、取得済（予算執行済、支出済）財産である物品の管理は、まだ十分な状態とは言えない面がある。県有財産を管理する意識を全職員に周知し、共有するよう一層の意識付けが必要である。
89	212	意見	年度末の定期的な現物照合は重要物品のみに限定して徹底する一方、物品については一定の指標を導入し、現物照合の事務負担を軽減し、軽減した事務負担分は有効活用を図る業務に配分することが有益と考える。
90	212	意見	多くの物品を効率的に管理するため、写真を活用した台帳整備等の事例があった。備品整理票（シール）の貼付が不適切な場合は、備品整理票の代わりとして写真等を活用して物品の特定を容易にするような改善が必要である。
91	212	意見	物品管理システムに登録すべき内容について、現物を特定できるような登録内容の整理が必要である。 同時に、事後的な修正を実施する権限の範囲を限定し、物品管理システムの登録内容の精度を確保するよう改善が必要である。
92	212	意見	廃棄登録処理漏れを防止するためには、設備更新による取得の場合には廃棄又は売払い処理も同時に行うことが重要であるが、現状では廃棄登録処理及び取得処理は別々の処理として規定されており、両手続は物品管理・調達事務マニュアル上も物品管理システム上も特に関連性はない。今後、物品管理システム又は物品管理・調達事務マニュアルの見直しも併せて検討すべきである。
93	213	意見	有効活用のための使用状況を、毎年、全件調査することのコストと有効活用に生かすベネフィットのバランスをとるためには、再利用や有効活用の可能性があるもののみ限定して、有効活用を検討するように仕組みを見直すことが現実的、かつ効果的である。

No	本文頁	区分	内容
94	213	意見	有効活用を推進するためには、いつ、どのような状態となった場合に、県有財産としての利用をやめ、処分又は管理換等の有効活用を図るのかといった、いわば「出口基準の整備」も、今後は設定すべきである。
95	214	提言	有効活用を徹底する重要物品として車両を設定し、全件について年度末での棚卸及び未利用状態になった場合の職員ポータルサイトへの登録を義務付ける等の対応が望まれる。
96	214	意見	遊休物品を検索する方法として、職員ポータルサイトの利用を物品管理の仕組みの中心として位置付け、運用の徹底を図ることは有用である。一方、物品管理システムの遊休物品登録については、その活用状況に応じて廃止する等も含め検討し、一本化して運用を徹底することが事務処理の効率化にとって有益である。
<p>7. 財務会計電算処理システムに関する規程の改訂</p> <p>前述のアンケートに対する回答の分析に際して、財務総合管理システムについての関係部署への質問の結果、平成20年度の大規模なシステム変更時から関係規程の改訂が完了していない事実が判明した。</p> <p>以下は指摘等の要約である。</p>			
97	216	指摘	財務総合管理システムの運用開始より2年10ヶ月が経過しての改訂の完了であり、この間、実態とは異なる要綱・要領のままであった。タイムリーな改訂を行い、実務と規程等の整合性をとっておく必要がある。

以 上